

事務事業名		家庭児童相談員事業		☐ 実施計画掲載事業 ☐ 総合戦略掲載事業	
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間 ☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 年度～)	
	施策名	08 子ども・子育て支援の充実			
	基本事業名	02 子育て支援環境の充実			
根拠法令				予算科目 会計 款 項 目 事業 01 03 02 05 00	
所属	部課名	生活福祉部子ども課			
	課長名	下田 牧子			
	係名	子ども福祉係	電話 27-3111		
担当者		佐々木 弓子	内線 193	事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
期間限定複数年度事業は全体像を記述		☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入			
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)		家庭児童相談室は、児童福祉法に基づき18歳未満の児童を対象とし、「大船渡市相談員設置規程」により、相談員1名を配置し運営している。複雑な家庭事情が抱える多種多様な問題に対し、児童相談所など関係機関と連携しながら、問題の解決を図る。平成28年度より相談員2名体制となった。			
全体計画(※期間限定複数年度のみ)		総投入量 (千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0		人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

家庭児童相談室において相談を実施。要保護児童の世帯への支援。

今年度計画(今年度計画している主な活動)

家庭児童相談室において相談を実施。要保護児童の世帯への支援。

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

18歳未満の児童とその保護者

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

児童の教育、教育上の問題、家庭内の人間関係の問題、児童の発達、障害等の相談に応じ、地域社会が一体となって、要保護児童等の問題発見と適切な対応を図る。

④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)

相談者に対し、問題の解消または、不安の軽減が図られ、子どもが安心して生まれ育つ環境を整備する。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 年間相談件数	件
イ	
ウ	

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 児童数	人
キ	
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 年間相談件数(新規)	件
シ	
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
			単位						
投入量	事業費	財源内訳	千 円						
		国庫支出金	千 円						
		都道府県支出金	千 円						
		地方債	千 円						
		その他	千 円						
		一般財源	千 円	2,058	4,146	4,274	4,280	4,280	4,280
	事業費計 (A)		千 円	2,058	4,146	4,274	4,280	4,280	4,280
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時 間	100	100	100	100	100	100
		人件費計 (B)	千 円	400	400	400	400	400	400
トータルコスト(A)+(B)		千 円	2,458	4,546	4,674	4,680	4,680	4,680	
⑤活動指標		ア	件	148	127	120	120	120	120
		イ							
		ウ							
⑥対象指標		カ	人	5,112	4,902	4,698	4,600	4,600	4,600
		キ							
		ク							
⑦成果指標		サ	件	148	127	96	120	120	120
		シ							
		ス							

事務事業ID	0241	事務事業名	家庭児童相談員事業
--------	------	-------	-----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

家庭児童相談室設置運営要綱(昭和39年厚生省発児第92号)の趣旨に基づき昭和48年に大船渡市相談員設置規程が定められ、その頃から開始された。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

児童虐待等、家庭や児童を取り巻く環境の変化から、相談数が増加しており、問題の複雑化、深刻化が見られる。また、児童福祉法改正により、子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務となるとともに、平成29年4月1日から児童相談所がケースを市に委託することが可能となり、市の専門性が求められている。なお、平成26年度まで地域福祉課で実施していたが、平成27年度より子ども課へ移行した。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

相談内容の複雑化、深刻化に伴い、相談員の専門性を求められている。また、共働き家庭の増加に伴い、休日や夜間の対応が求められている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？ 広く相談に応じ、問題を解決することで安心して子どもを育てることができる。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的があるか？ 相談内容が、複雑化、深刻化しているため、関係機関などのネットワーク化が必要になり、市が引き続き関与していかなければならない。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 子育て支援策として、対象・意図は適切である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 相談員に正職員の有資格者(保健師、保育士等)を配置することで専門性を図り、日中不在となる共働き家庭への夜間や休日の対応が可能となる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 児童福祉法や児童虐待防止法の規定により、廃止や休止はできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 相談件数は、年々増加及び複雑化しており事業費の削減余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど) 主に非常勤職員の相談員が対応しており、正職員が対応するのは必要最小限としている。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 市内の児童一般を対象としている。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

- 1 現状維持
 ② 改革改善(縮小・統合含む)
 3 終了・廃止・休止
- 平成28年度に有資格者の相談員(非常勤)を1名増員し、今後は、子ども家庭総合支援拠点の整備を視野にいた体制を検討しつつ、研修等により相談員のスキルアップを図り、困難化・複雑化している相談内容に対応する。

(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			×
	低下		×	×

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

相談内容により、児童相談所等の関係機関や市の婦人相談員と連携・情報共有をし対応する。

4 課長等意見

(1) 今後の方向性

- ① 現状維持
 2 改革改善(縮小・統合含む)
 3 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

児童福祉法により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規程されている。相談内容は、児童虐待など困難化・複雑化しており、専門相談員のスキルアップを図りながら継続して事業を実施する必要がある。